

## 練馬区国民健康保険条例新旧対照表

現 行	改正案
<p>第1条 } 第15条の3 } 省略</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)</p> <p>第15条の4 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、つぎのとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 <u>100分の6.45</u>(一般被保険者に係る基礎賦課総額の<u>100分の58</u>に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施行令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。)第32条の9に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)</p> <p>(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき<u>33,900円</u>(一般被保険者に係る基礎賦課総額の<u>100分の42</u>に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者の見込数で除して得た額)</p> <p>第15条の5 } 第15条の7 } 省略</p> <p>(基礎賦課限度額)</p> <p>第15条の8 第14条の4または第15条の5の基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第14条の4の基礎賦課額と第15条の5の基礎賦課額との合算額をいう。第19条および第19条の2において同じ。)は、<u>520,000円</u>を超えることができない。</p>	<p>第1条 } 第15条の3 } 同左</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)</p> <p>第15条の4 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、つぎのとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 <u>100分の6.86</u>(一般被保険者に係る基礎賦課総額の<u>100分の59</u>に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施行令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。)第32条の9に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)</p> <p>(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき<u>35,400円</u>(一般被保険者に係る基礎賦課総額の<u>100分の41</u>に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者の見込数で除して得た額)</p> <p>第15条の5 } 第15条の7 } 同左</p> <p>(基礎賦課限度額)</p> <p>第15条の8 第14条の4または第15条の5の基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第14条の4の基礎賦課額と第15条の5の基礎賦課額との合算額をいう。第19条および第19条の2において同じ。)は、<u>540,000円</u>を超えることができない。</p>

第15条の9 }  
第15条の11 } 省略

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第15条の12 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、つぎのとおりとする。

- (1) 所得割 100分の1.98(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の58に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施行令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)
- (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき10,800円(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の42に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者の見込数で除して得た額)

第15条の13 }  
第15条の15 } 省略

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第15条の16 第15条の10または第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第15条の10の後期高齢者支援金等賦課額と第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第19条および第19条の2において同じ。)は、170,000円を超えることができない。

第15条の9 }  
第15条の11 } 同左

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第15条の12 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、つぎのとおりとする。

- (1) 所得割 100分の2.02(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の59に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施行令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)
- (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき10,800円(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の41に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者の見込数で除して得た額)

第15条の13 }  
第15条の15 } 同左

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第15条の16 第15条の10または第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第15条の10の後期高齢者支援金等賦課額と第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第19条および第19条の2において同じ。)は、190,000円を超えることができない。

第16条

省略

第16条の3

(介護納付金賦課額の保険料率)

第16条の4 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、つぎのとおりとする。

- (1) 所得割 100分の1.48(介護納付金賦課総額の100分の50に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施行令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の10に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)

- (2) 省略

第16条の5

省略

第19条

(保険料の減額)

第19条の2 つぎの各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第14条の4または第15条の5の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号のイに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が520,000円を超える場合には、520,000円)および第15条の10または第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額から、それぞれ当該各号のロに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円)ならびに第16条の2の介護納付金賦課額から、それぞれ当該各号のハに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が160,000円を超える場合には、160,000円)の合算額とする。

- (1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日

第16条

同左

第16条の3

(介護納付金賦課額の保険料率)

第16条の4 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、つぎのとおりとする。

- (1) 所得割 100分の1.53(介護納付金賦課総額の100分の50に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施行令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の10に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)

- (2) 同左

第16条の5

同左

第19条

(保険料の減額)

第19条の2 つぎの各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第14条の4または第15条の5の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号のイに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が540,000円を超える場合には、540,000円)および第15条の10または第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額から、それぞれ当該各号のロに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が190,000円を超える場合には、190,000円)ならびに第16条の2の介護納付金賦課額から、それぞれ当該各号のハに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が160,000円を超える場合には、160,000円)の合算額とする。

- (1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日

( 賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。 ) 現在においてその世帯に属する被保険者および特定同一世帯所属者 ( 法第 6 条第 8 号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。 ) につき算定した地方税法第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額( 同法第 317 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する青色専従者給与額または同法第 313 条第 5 項に規定する事業専従者控除額については、同条第 3 項、第 4 項または第 5 項の規定を適用せず、また、所得税法 ( 昭和 40 年法律第 33 号 ) 第 57 条第 1 項、第 3 項または第 4 項の規定の例によらないものとし、地方税法第 314 条の 2 第 1 項に規定する山林所得金額および他の所得と区分して計算される所得の金額 ( 同法附則第 33 条の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額、同法附則第 33 条の 3 第 5 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第 34 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第 35 条第 5 項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第 35 条の 2 第 6 項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額 ( 同法附則第 35 条の 2 の 6 第 11 項もしくは第 15 項または第 35 条の 3 第 11 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額 )、同法附則第 35 条の 4 第 4 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額 ( 同法附則第 35 条の 4 の 2 第 7 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額 )、租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 10 項に規定する条約適用利子等の額およ

( 賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。 ) 現在においてその世帯に属する被保険者および特定同一世帯所属者 ( 法第 6 条第 8 号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。 ) につき算定した地方税法第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額( 同法第 317 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する青色専従者給与額または同法第 313 条第 5 項に規定する事業専従者控除額については、同条第 3 項、第 4 項または第 5 項の規定を適用せず、また、所得税法 ( 昭和 40 年法律第 33 号 ) 第 57 条第 1 項、第 3 項または第 4 項の規定の例によらないものとし、地方税法第 314 条の 2 第 1 項に規定する山林所得金額および他の所得と区分して計算される所得の金額 ( 同法附則第 33 条の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額、同法附則第 33 条の 3 第 5 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第 34 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第 35 条第 5 項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第 35 条の 2 第 6 項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額 ( 同法附則第 35 条の 2 の 6 第 11 項もしくは第 15 項または第 35 条の 3 第 11 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額 )、同法附則第 35 条の 4 第 4 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額 ( 同法附則第 35 条の 4 の 2 第 7 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額 )、租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 10 項に規定する条約適用利子等の額およ

び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の算定についても同様とする。以下この条において同じ。)および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者

イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 23,730円

ロ 省略

ハ 省略

- (2) 前号に規定する総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額に、260,000円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外のもの

イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 16,950円

ロ 省略

ハ 省略

- (3) 第1号に規定する総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額に、470,000円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の

び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の算定についても同様とする。以下この条において同じ。)および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者

イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 24,780円

ロ 同左

ハ 同左

- (2) 前号に規定する総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額に、265,000円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外のもの

イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 17,700円

ロ 同左

ハ 同左

- (3) 第1号に規定する総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額に、480,000円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の

納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外のもの

イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 6,780

ロ 省略

ハ 省略

第19条の3 } 省略  
第23条 }

(保険料の減免)

第24条 省略

2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、つぎに掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して区長に提出しなければならない。

(1) } 省略  
(3) }

3 省略

4 省略

第24条の2 } 省略  
第29条 }

付 則 省略

納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外のもの

イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 7,080

ロ 同左

ハ 同左

第19条の3 } 同左  
第23条 }

(保険料の減免)

第24条 同左

2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、納期限までに、つぎに掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して区長に提出しなければならない。

(1) } 同左  
(3) }

3 同左

4 同左

第24条の2 } 同左  
第29条 }

付 則 同左

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第24条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の練馬区国民健康保険条例第15条の4、第15条の8、第15条の12、第15条の16、第16条の4および第19条の2の規定は、平成28年度分の保険料から適用し、平成27年度分までの保険料については、なお従前の例による。